

鬼怒川大水害訴訟控訴審 原告からの主張

国民が理解できない非常識な国政の考えに対する意見

「鬼怒川大水害」国家賠償請求事件 原告団 共同代表 片倉 一美

目次

1. 我々はなぜ裁判を起こしているのか
2. 我々は法律（憲法）と裁判をどう考えているのか
3. 水害は現実の世界で起きた。堤防の低い場所から
4. 上三坂付近の状況
5. 対策は原因の件数が多いところ（越水）からが品質管理の常識
6. スライドダウン評価
7. 改修計画とは
8. 河川の安全性とは
9. 国の河川工事遅れの言い訳
10. 上三坂地区の判決は誤り
11. 若宮戸の砂丘林は【堤防の役割】を果たしていた
12. 最後に
13. 参考資料

1. 我々はなぜ裁判を起こしているのか

- 2015年9月の関東東北豪雨で被害を受け、2016年1月に実施した国土交通省との直接交渉以降、行政（国交省）の考え方が国民の常識からあまりにもかけ離れており、国民の生命と財産を守ることを考えていないことが分かり、このままでは日本全国で水害の発生を抑える（少なくする）ことは出来ないと考え、司法によって行政（国交省）の考えを正して欲しい。合わせ、被った損害も償って欲しい。
- 一審においても、行政（国交省）は国民の理解できない主張を繰り返し、国民の常識を逸脱した考えの河川行政に対し、絶対【国民の信託は得られない】国民の生命・財産は守れないと確信しているので控訴した。
- 一審の上三坂の判決は、スライドダウン堤防高での治水安全度を前提に判断したことは完全に間違い。堤防のスライドダウンは、実際の堤防整備においては『架空の世界』の話です。【水害は現実の世界で起きています】堤防整備は現況堤防高での流下能力及び治水安全度で判断すべき。一審の判決は間違いで、国民には受入られないので控訴した。

2

2. 我々は法律（憲法）と裁判をどう考えているのか

- 我々は法律家ではない。細かな条文などは全く知らない。分かっている数少ないことは、憲法は日本国の最高法規である。憲法に反する法律は認められない。
- 憲法は、国民の生命と財産を守るのは、国の最大の責務。
- 憲法の前文の内容は、憲法は国家権力の側に立つ人が守らなければならないもの。国会で作成した法律は私たち国民が守らなければならないものになる。
- 憲法の前文の内容は、国の政治（立法・司法・行政）は国民がリーダーを信じ、この国のことを託した厳粛なものであって、権力者が権威を持っているのではなく、権威はあくまでも国民に由来する。

※これらのことがよりどころとなって、国民が理解できない・信頼できない河川行政を、憲法が、司法が正してくれると信じて裁判を続けています。弱い立場の我々がたった一つ切望するものです。

3

3. 水害は現実の世界で起きた。堤防の低い場所から（1）

- 水害は現実の世界で発生している。2015年鬼怒川大水害も現状堤防の一番低い上三坂地区で越水し決壊した事実が物語っている。水害被害のほとんどは越水や溢水によるものである。つまり、現実の堤防の低い場所、流下能力の低い場所から水害は発生している。被害が甚大な決壊を防ぐことが最優先対策です。
- 決壊の最大の原因、越水と溢水を防ぐ工事こそ国が最優先で行うことです。
- 国交省からの『平成27年関東・東北豪雨』に係る洪水被害（甲2号証）に記載された鬼怒川の氾濫による被害状況（決壊1箇所・溢水7箇所）を鬼怒川の現状堤防（2015年）に重ねれば、堤防の高さが低い箇所にはほぼ重なる。
- スライドダウンした、更に1.5m差し引いた架空の堤防高さの場所からは、現実的には越水も溢水も絶対に起きない。災害が発生している現実の世界では、スライドダウン堤防高さから越水・溢水しないのは100%確実な事である。
- 堤防の幅に起因する水害も『ゼロ』ではないが、本当に一部である。但し、国民の『生命と財産』に係ることなので国が対応を考えることは正しい判断。
- 以降に水害の対応を越水・溢水場所と現状の堤防高さ等から説明を行う。

4

3-1. 水害は現実の世界で起きた。堤防の低い場所から(2)

• これは国土交通省が作成した『鬼怒川の氾濫による被災状況（流下能力を上回る洪水による被災）』です。（甲2号証）この資料にある決壊1箇所、溢水7箇所のうち、下流部地点のみを次に現状堤防高と比較する。

4. 鬼怒川の氾濫による被災状況(流下能力を上回る洪水による被災)

■ 流下能力を上回る洪水となり、7カ所で溢水し、常総市三坂町地先で堤防が決壊(9月10日12:50)。
※関東地方の国管理河川の決壊は、昭和61年の利根川水系小貝川以来、29年ぶり

<鬼怒川全体の被災数>

被災内容	箇所数
決壊	1
溢水	7
濁水	23
堤防・河岸洗掘	31
法崩れ・すべり	7
その他	28
計	97

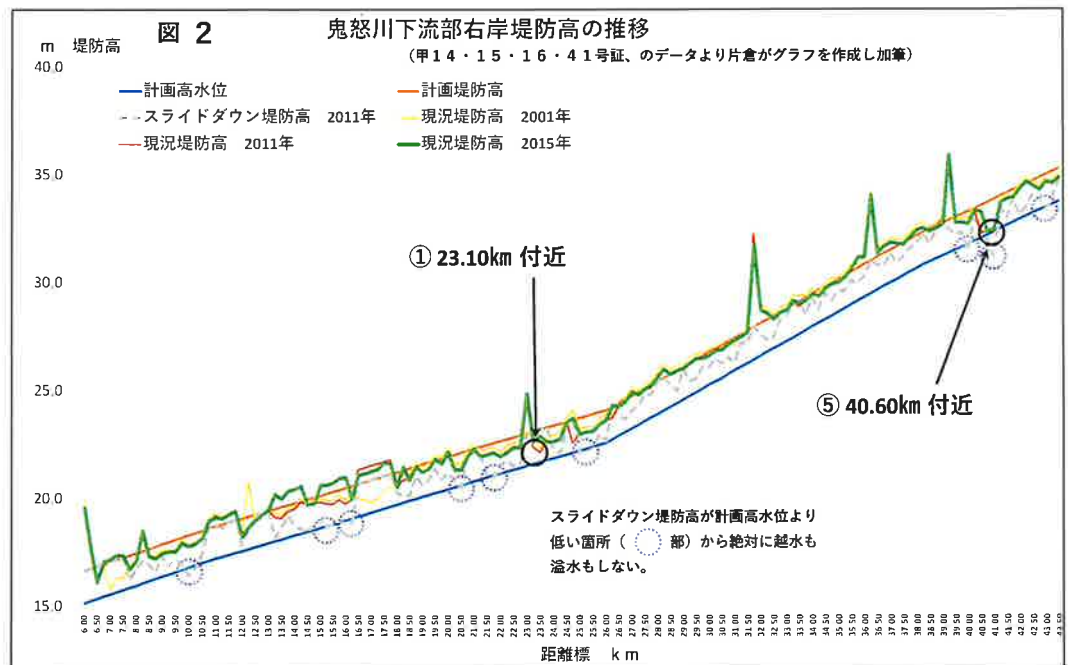
※9月30日9時時点

図1 甲第2号証9頁に片倉加筆



3-3. 水害は現実の世界で起きた。堤防の低い場所から(3)

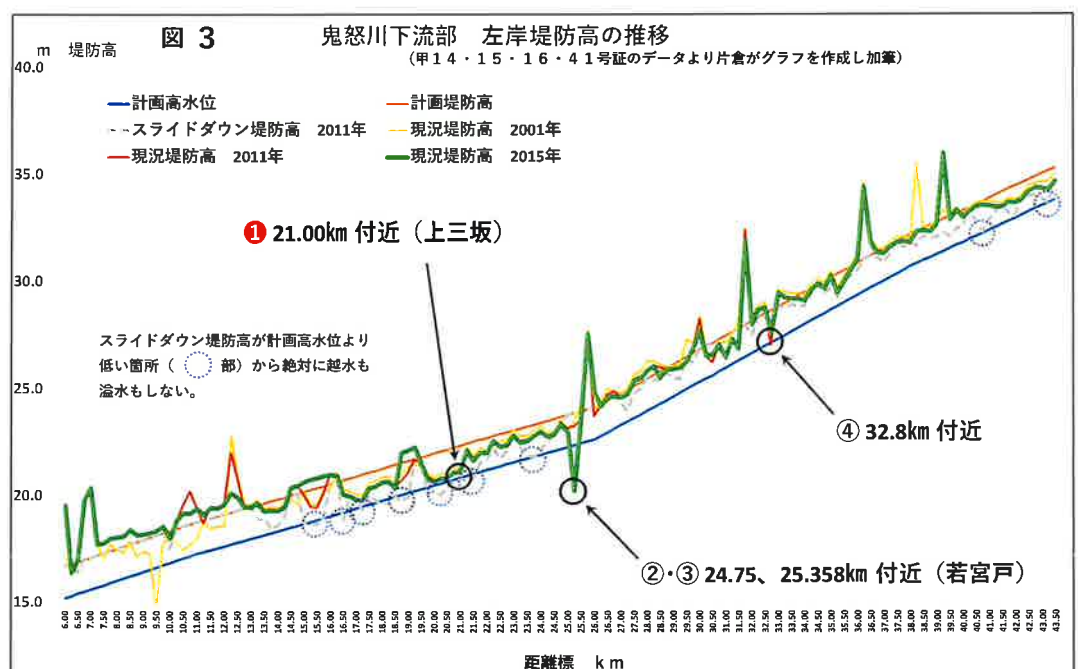
• 右図は鬼怒川の現状堤防高の推移に、2015年9月に氾濫した越水・溢水場所を示したものの。スライドダウン堤防高も記載したが、そこからは越水も溢水もしない。原告控訴理由書15頁。



6

3-4. 水害は現実の世界で起きた。堤防の低い場所から(4)

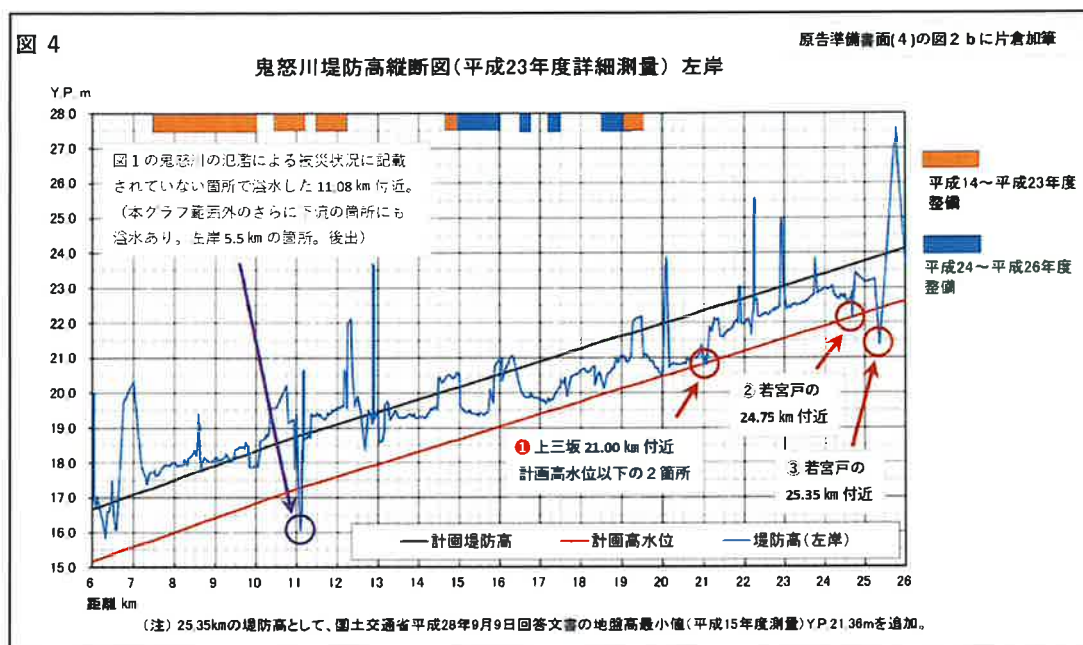
• 右図は鬼怒川の現状堤防高の推移に、2015年9月に氾濫した越水・溢水場所を示したものの。スライドダウン堤防高も記載したが、そこからは越水も溢水もしない。原告控訴理由書15頁。



7

3-5. 水害は現実の世界で起きた。堤防の低い場所から(5)

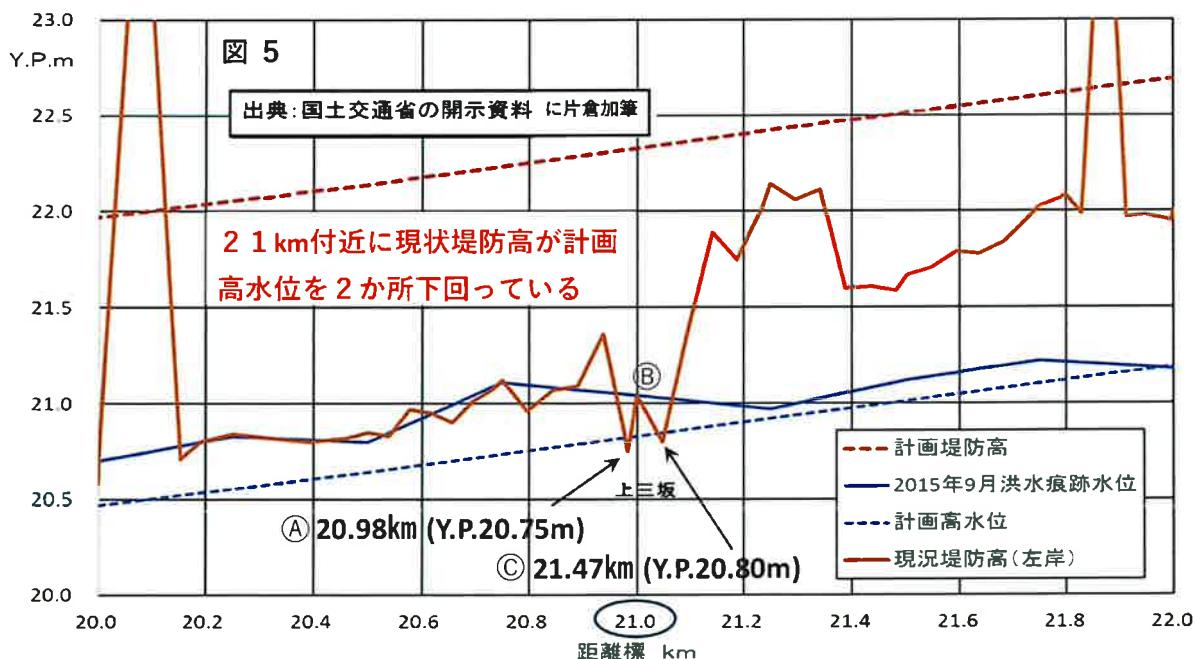
- 右図は鬼怒川堤防高縦断面図左岸で、平成23年度に間隔を250mより詳細に測量したものです。
- これを見れば、堤防の高さが低い箇所から越水・溢水していることが、前頁の図よりも良く分かります。



8

4. 上三坂付近の状況(2011年縦断面図)

- 2011年度 鬼怒川左岸 21 km付近の堤防高と水位(短い間隔での測量)



9

4-3. 上三坂の状況（2015年9月 21km付近で越水）

- 上三坂地区は、鬼怒川下流域で堤防高が一番低く、最も危険な場所だった。

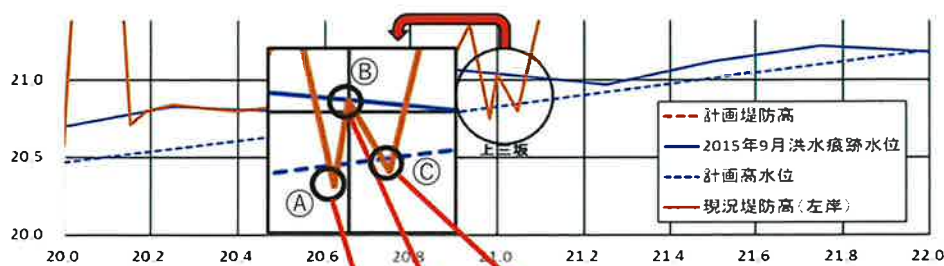
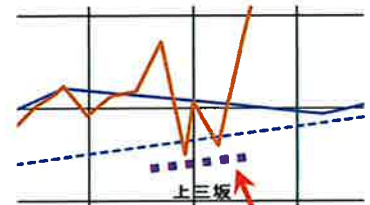


図 6



実際の堤防高さ
(実力値の高さ)



図 7

10

4-2. 上三坂付近の状況（平成23年（2011年））

- 2011年 鬼怒川左岸 21kmポストにおける実際の状況。（堤防断面図）

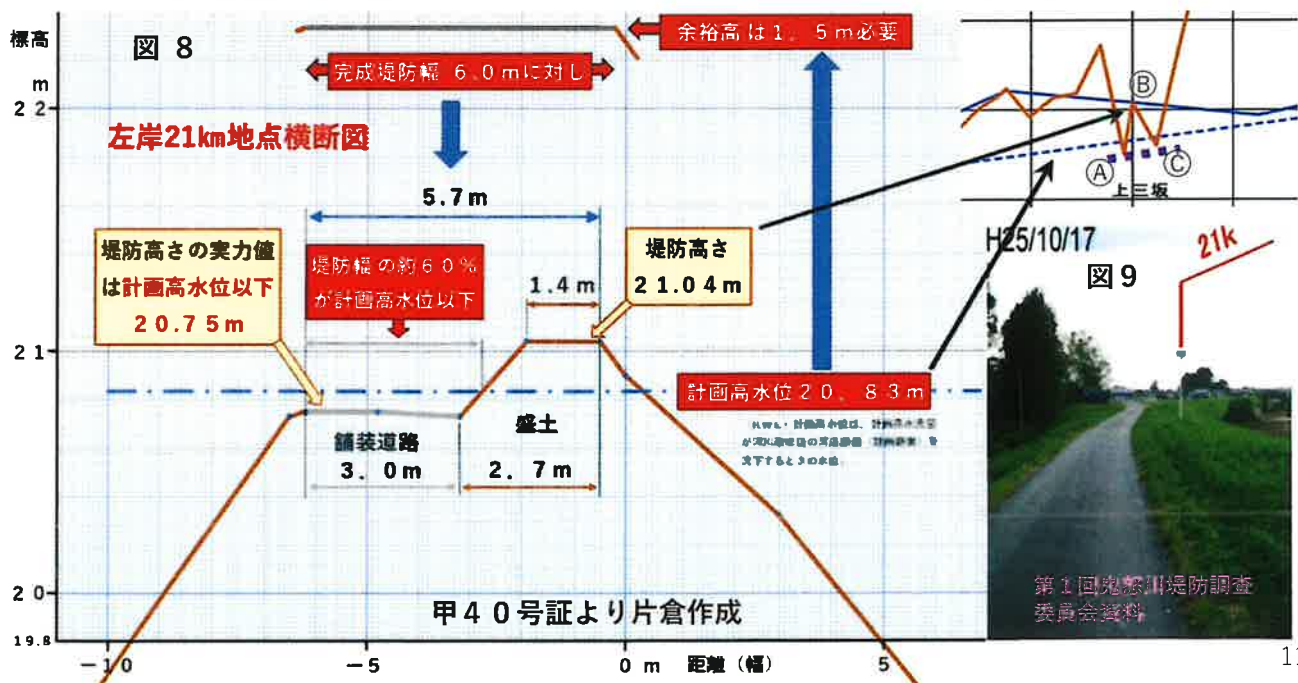


図 8

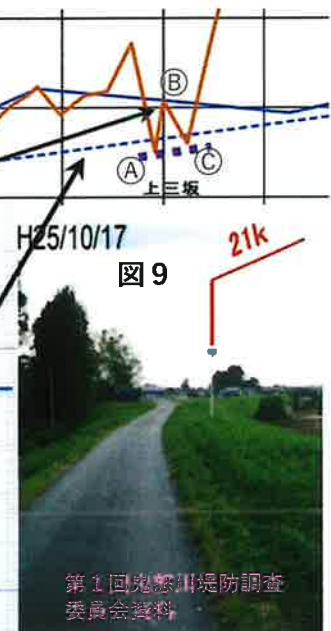
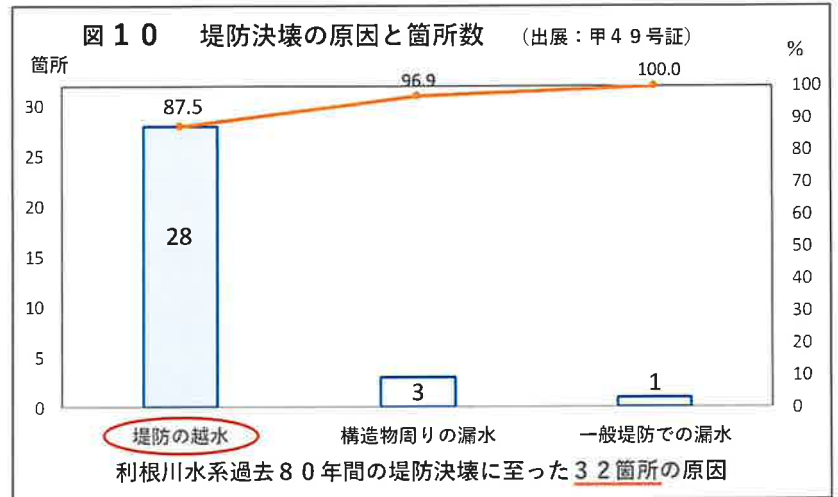


図 9

11

5. 対策は原因の件数が多いところ（越水）からが品質管理の常識

- 水害で一番恐ろしいのは堤防が決壊することです。被害も甚大になります。
- **堤防の決壊は現実の現象、つまり【現実の世界】で起きている。**原因は現実の堤防の高さが低く、流下能力の小さい場所から『越水』して決壊は起きている。
- 右図は利根川水系で昭和以降の約80年間の堤防決壊の原因と箇所数を示したパレート図です。（甲第49号証）
- 約90%を占める『堤防の越水』対策が最優先で取組む重要項目であるのは明白です。
- 現状堤防の高さの低い場所からの堤防整備が最優先です。



12

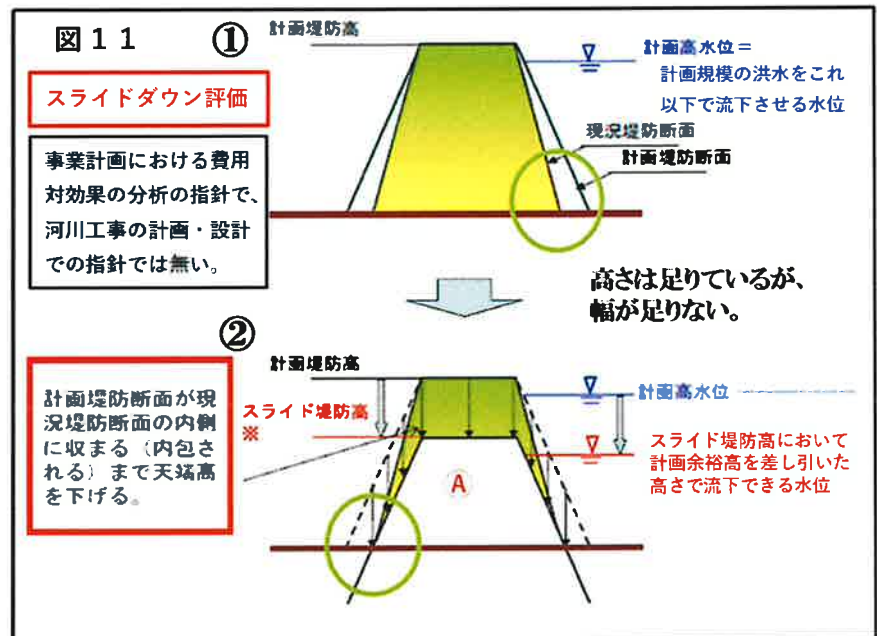
6. スライドダウン評価（治水経済調査マニュアル(案)より）（1）

- スライドダウン評価とは、治水経済調査マニュアル(案)（以降は治水経済評価(案)と記載）に記載さ、出てきたものです。それでは治水経済評価(案)とは簡単に言うと。
- その前に疑問となるのは**なぜ(案)なのか？**一般常識で『(案)』とは、まだ確定していない段階の計画や思いつき、下書き。**乙74号証は平成11年6月のものでした。**その後知る限りでは、平成17年、令和2年に改定されているが未だに(案)。平成11年から**25年間確定していないもの(案)**で、国政（河川行政）において経済的便益や費用対効果を計測されていること（下方に記載されている）が**我々には理解できない。確定すると都合が悪いのか？**と勘ぐってしまう。では本題の何かです。
- 平成17年の治水経済調査(案)の1頁に【治水経済調査の基本的な考え方】が有り『治水経済調査は、堤防やダム等の治水施設の整備によってもたらされる**経済的な便益や費用対効果を計測することを目的として実施されるものである**』と記載されています。
- 同治水経済評価(案)の7頁に【被害などの基本的な考え方】が有り『堤体内への河川水浸透に対する安全性を一つの判断基準として、これを**堤体幅で評価**することとし、定規断面による**スライドダウンを行って堤防の高さを補正**することとする。』加えて『河道計画用いられている不等流計算法によって河道の流下能力を判定し、各防御対象氾濫原で流下能力を超えた時点から越水氾濫が始まるものとして被害額の算定を行うものとする。破堤する地点は、上述したように防御対象氾濫原毎にシステムとして安全度を評価することとしるので、防御対象氾濫原毎に被害が最も大きくなる地点において破堤が生じることとする。』が記載されている。

13

6-2. スライドダウン評価（スライドダウンとは）（2）

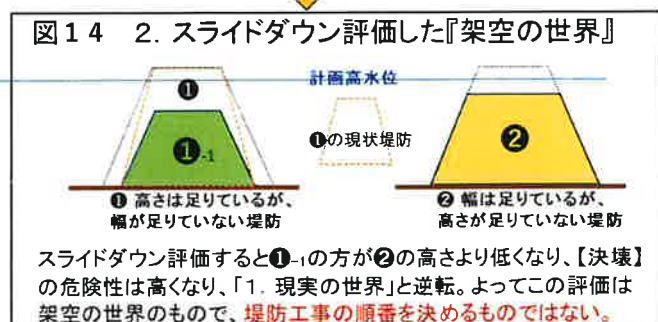
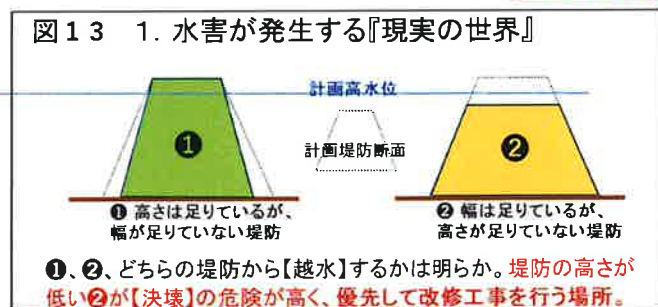
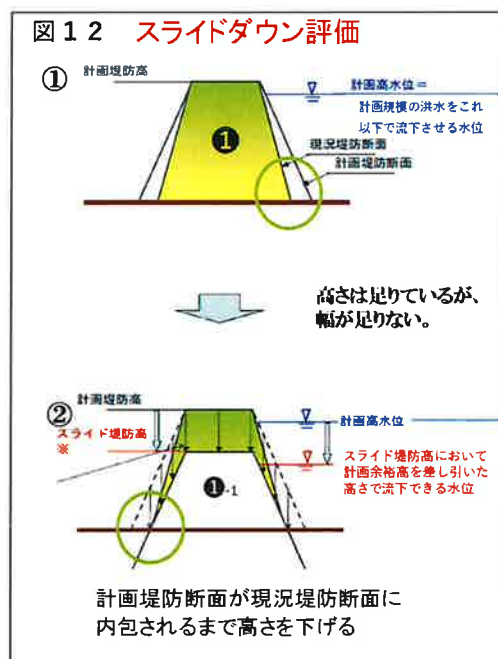
- スライドダウンとは「堤体内への河川水浸透に対する安全性を一つの判断基準として、これを堤体幅で評価することとし、定規断面によるスライドダウンを行って堤防の高さを補正すること」（右図）



14

6-3. スライドダウン評価（現実の世界との違い）（3）

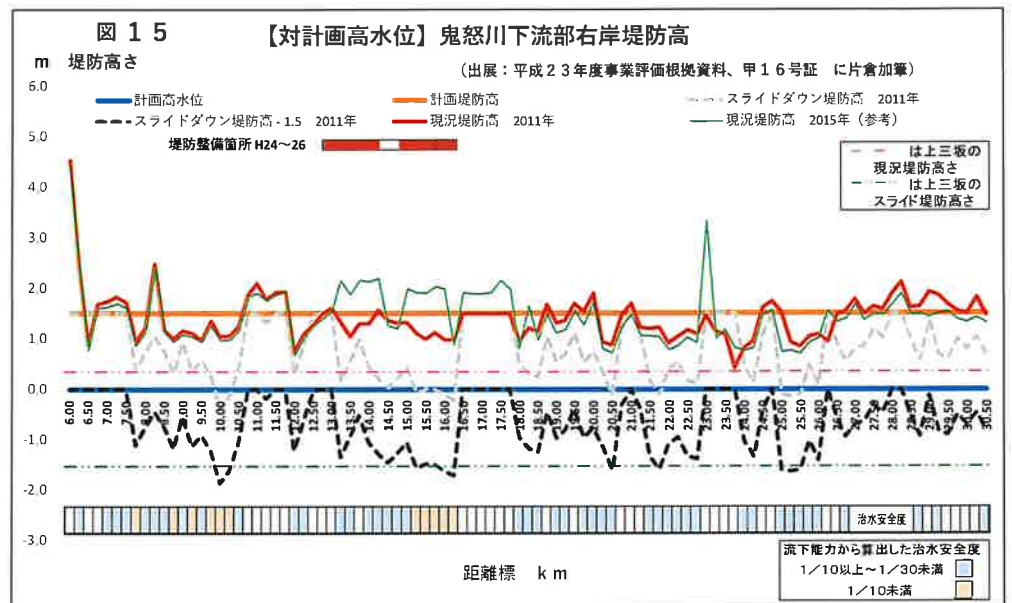
- 図 1 2 「1.現実の世界」と図 1 3 「2.架空の世界」は全く異なることが分かる。**優先が逆転。**



15

6-4. スライドダウン評価（現況堤防との違い、右岸）（4）

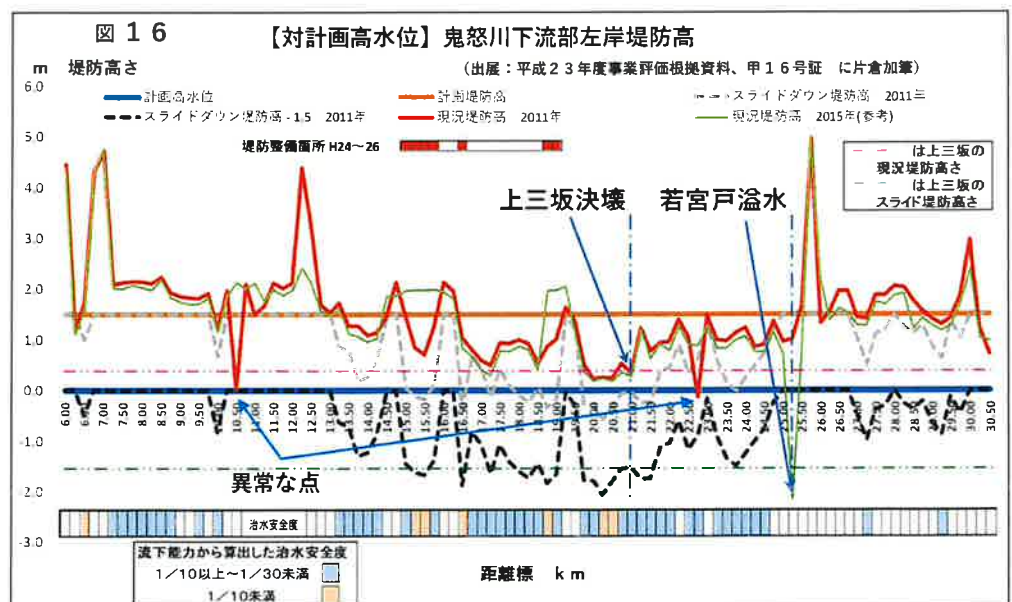
・右図は平成23年度鬼怒川直轄改修事業事業再評価根拠資料より現況堤防高、スライドダウンした堤防高、同堤防高ー1.5mの流下能力による治水安全度です。被害発生箇所を見れば、スライドダウン評価した架空の堤防高による治水安全度は、越水は起こらず現実の世界からかけ離れていることが分かります。



16

6-5. スライドダウン評価（現況堤防との違い、左岸）（5）

・右図は平成23年度鬼怒川直轄改修事業事業再評価根拠資料より現況堤防高、スライドダウンした堤防高、同堤防高ー1.5mの流下能力による治水安全度です。被害発生箇所を見れば、スライドダウン評価した架空の堤防高による治水安全度は、越水は起こらず現実の世界からかけ離れていることが分かります。



17

6-6. スライドダウン評価（結論：現実離れしていて、堤防工事には使えない）（6）

- スライドダウン評価は『架空の世界』の話で、経済的な便益や費用対効果の計測に使われることは有っても、河川改修と言う『現実の世界』の安全性とはかけ離れた結果となるので、堤防整備の場所や順番を決めることには使えない。
- 堤防の決壊は『現実の世界』で発生している。現実の堤防の高さが低い流下能力の小さい場所から越水が始まり堤防が決壊している。スライドダウンした『架空の世界』の堤防からは、現実的には絶対に越水は起こらず、決壊もしません。
- 『現実の世界』の堤体内への河川水浸透に関する幅の問題を、『架空の世界』のスライドダウン堤防から絶対に起こらない越水に関する高さの問題に置き換えている。幅の問題を高さに置き換えられないのは常識ですが、それを国は行っている。さらに、河川水浸透や堤防幅そのものの検討は、全く行われていない。
- 堤防整備は『現実の世界』における堤防決壊原因の約90%を占める、越水に関する対策が最も重要なことで、現状堤防の高さが低い場所、流下能力が小さい場所から改修工事をしていくのが具体的な実行計画です。
- スライドダウン堤防から-1.5mした評価水位は『現実の世界』からますます関係の無い『架空の世界』になっており、これから算出された現実の安全性とは異なった、間違っている治水安全度を正しいと判断した一審判決は完全に間違っている。

18

7. 改修計画とは（具体的な改修計画以外は争点にならないのが改修計画）（1）

- 国の責任の判断は、昭和59年1月26日の大東水害訴訟最高裁判例に基づくことは原告、被告ともに一致していた。
- 『判示事項一、河川管理についての瑕疵の有無の判断基準』に争点はないと思う。
- 『判示事項二、改修計画に基づいて現に改修中である河川については、右計画が、全体として、過去の水害の発生状況その他、改修を要する緊急性の有無及びその程度など諸般の事情を総合的に考慮し、河川管理の一般水準及び社会通念に照らして、格別不合理なものと認められないときは、その後の事情の変動により未改修部分につき水害発生危険性が特に顕著となり、当初の計画の時期を繰り上げ、又は工事の順序を変更するなどして早期の改修工事を施行しなければならないと認めるべき特段の事由が生じない限り、国の河川管理に瑕疵があるということとはできない』と判断されている。
- 国は、判示事項二の改修計画は、河川法に基づく改修工事の基本的な事項を定めた工事実施基本計画等であり、改修を要する場所の工事の時期・順序（改修手順）を定めた実施計画は含まれないと主張。河川整備計画が未策定の際は、概ね20～30年間の整備内容（具体的な改修場所と時期も入ってる）を想定し、河川整備計画に代えての『鬼怒川直轄河川改修事業（事業再評価）』も【改修計画】に入らないと主張。
- 判示事項二の改修計画には、改修を要する緊急性の有無及びその程度を考慮し、改修を要する場所の工事の時期・順序が定められるのであり、国の主張は間違っている。

19

7-2. 改修計画とは（改修計画の考え方を勘違いしているのは国の方）（2）

- 大東水害最高裁判決における判示事項二の『改修計画』は基本的事項の基本計画以外に、具体的な改修工事の場所の工事の時期と順序を示した**実施計画も定めるもの**と判断されている。
- しかし、河川法に基づく河川整備基本方針、河川整備計画、工事実施基本計画には具体的な改修工事の場所の工事の時期と順序を示した実行計画が無い。よって『改修計画』が合理か不合理かの判断が出来ない。
- この場合は、河川整備基本方針、河川整備計画、工事実施基本計画のもとで行われている**改修工事の実施状況を検討対象に加えて**、その改修工事の場所の工事の時期と順序が、改修を要する緊急性の有無及び程度を考慮した**合理的なものか否かを判断することになる**。大東水害最高裁判決も、**改修工事の実施状況を検討し合理的か否かを判断をしている**。

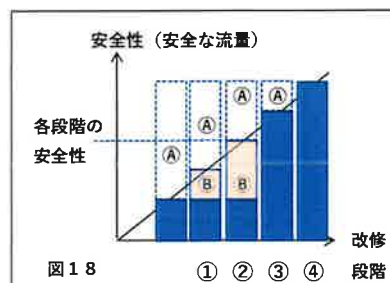
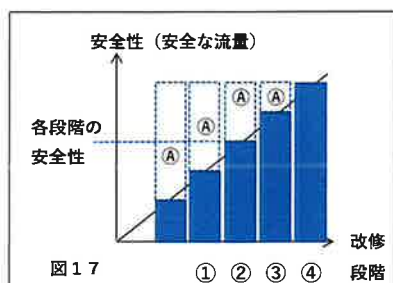
20

8. 河川の安全性とは（1）

改修途上の段階において有すべき安全性とは

- 大東水害最高裁判決では、治水事業は改修等の必要性・緊急性の高いものから逐次実施していくほかはなく、改修計画には改修を要する場所の工事の時期・順序が定められると判断されている。
- これは、河川の安全性は、安全性が低く改修の必要性・緊急性が高い場所から順に改修を行って、段階的に高めていくべきことを示したものです。
- 改修途上の段階において有すべき安全性とは、下図左のように改修段階毎に必ず安全性が上がり、改修途上の安全性が最大となる改修の時期・順序（改修手順）によるものです。
- 国は安全性が低く改修の緊急性が高い場所を後回しにして、**安全性が最大にならない下図右のような改修を行い、未改修部の④も⑤も全て改修遅れで国に責任はないと言っているが、④は絶対に国の責任です**。次頁で詳しく説明します。

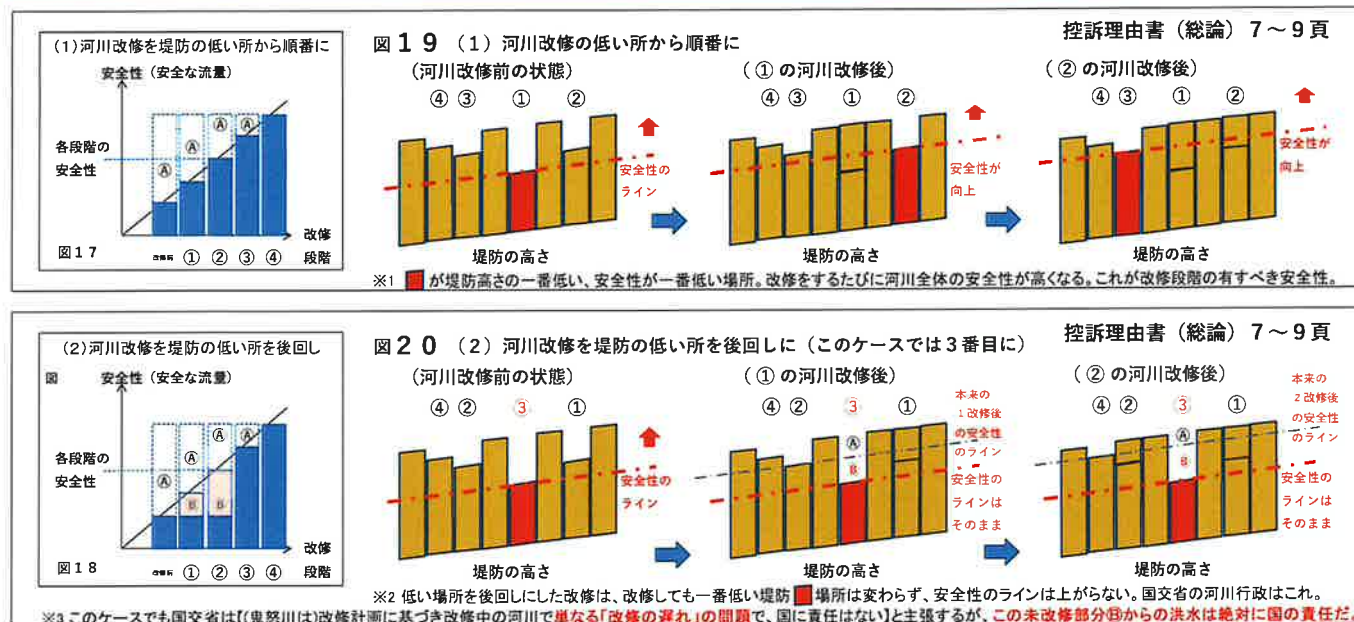
・改修段階の有すべき安全性とは、安全性の低い場所から、つまり越水の危険性がある堤防の低い場所から順番に改修し、改修すれば安全性が必ず上がって行くことです。それを表したのが図17です。それに反し、堤防の低い場所以外を改修しているのが図18です。各段の安全性は上がり、④の部分の安全性が取り残されています。控訴理由書（総論）7～9頁



21

8-2. 河川の安全性とは（2）

国は安全性の上がらない改修をしても、残された安全性の低い箇所を改修遅れで済ませている



22

9. 国の河川工事遅れの言い訳（1）

堤防工事の順番を下流優先とかバランスとか言い訳をしている

・前頁からの続きです。国交省は具体的な改修工事の計画も出さず、明確にもしないで、【単発的】に改修の計画がさもったような資料（乙第73号証の1の6頁、乙第73号証の2の7頁：若宮戸の築堤計画）や説明をし、最後は『改修の計画は有った。だから【単なる改修遅れ】の問題だ』と国民を欺いていると思えない。司法もそんなことをなぜ簡単に信じるのか。過去に行ってきた現実をみれば「口からでまかせ」に近い、真剣に国民の生命・財産を守る計画など考えていなかったことが分かります。ダム優先の堤防整備をおろそかにした河川事業。

・国は『改修遅れの問題で、国に責任はない(被告準備書面でたくさん出てくる)』に全て結びつけようと、一貫性の無い主張を繰り返しています。下表はその一例で、「事業再評価に係る資料は改修計画に当たらない」と言っておきながら、「事業再評価根拠資料」の中に3行記載が有る内容を、改修計画にあった。と主張したりしている。

表1 国の主張は一貫性が無く、都合の良いように主張している。『若宮戸地区の砂丘林の改修』に関連する一例

改修計画ではない	河川改修をしている(計画していた) 改修計画では？
①準備書面(10)19頁：事業再評価に係る資料は「改修計画」には当たらない。「上三坂地区は概ね20～30年の整備」「若宮戸地区は概ね20～30年にも入っていない(向こう30年間は整備計画なし)」と記載されている事業再評価は改修計画ではない。	①準備書面(11)17頁：若宮戸地区については、堤防の整備が予定されていた。の根拠は、乙第73号証の1(平成23年度事業再評価根拠資料)ならびに乙第73号証の2(平成26年度事業再評価根拠資料)
②控訴理由書36頁：具体的な築堤計画が定まっていな段階で、河川区域の指定の作業は容易ではない。…若宮戸地区の河川区域指定が出来ない理由の一つ。	②控訴答弁書19頁：治水安全度が1/10未満の箇所(これは平成23年度事業再評価根拠資料)を中心に堤防整備を進めて完成させた。
③控訴理由書23頁：若宮戸地区について本件各事業再評価資料を作成するにあっても、…若宮戸地区においては改修計画に基づいて堤防を整備することが予定されていた。…改修計画に基づいてとあるが、その改修計画は示されていない。全て『計画はあった』よって【改修遅れだ】と主張するため、事業再評価に係る資料は改修計画ではないはずでは。	③控訴理由書23頁：若宮戸地区について本件各事業再評価資料を作成するにあっても、…若宮戸地区においては改修計画に基づいて堤防を整備することが予定されていた。…改修計画に基づいてとあるが、その改修計画は示されていない。全て『計画はあった』よって【改修遅れだ】と主張するため、事業再評価に係る資料は改修計画ではないはずでは。

・そして国は、河川改修は、「下流優先」とか「左右のバランス」・「総合的」とか言えば誤魔化せる、大東水害判決の判決基準(基準1及び2)が国(国交省)を守ってくれると【あぐら】をかいている。過去からの改修工事の実績を見れば、一例ですが決して「下流優先」ではありません。ダム優先で河川改修などほとんどしてこなかったことを『単なる改修の遅れ』と正当化するための理由に「下流優先」などと誤魔化しているだけ。「下流優先」がさも正当な理由のように。これから国(国交省)の河川行政が「下流優先」ではない事をあげていきます。

23

9-1. 国の堤防整備遅れの言い訳（2）

堤防整備の下流優先は実際には行われていない（言ってるだけ）

- 本資料 22 頁にもありますが、利根川水系工事实施基本計画（1995年3月）に記載された「利根川の背水の影響を受ける約 17 km の区間については、堤防の拡築及び護岸を施行し、洪水の安全な流下を図る。」は既に昭和 40 年工事实施基本計画にも記載されており、2015 年 9 月水害発生までに 50 年経過しております。この間【改修計画】に基づいて、しかも「下流優先」も加わって優先実施されている堤防改修が、37 年後の 2002 年に 11 km 付近の鬼怒川右岸（豊岡地区）で溢水、11 km 付近の鬼怒川左岸（元町地区）で危険水位まで水位上昇。2002 年に危険水位まできた鬼怒川左岸（元町地区）が 2015 年 9 月関東・東北豪雨で、昭和 40 年実施計画から 50 年経過してても溢水（11 km 付近が築堤されていない）しました。もっと酷いのは、鬼怒川左岸 5.5 km 付近にある幼稚園（つくばみらい市小絹）では、2015 年 9 月（実施計画から 50 年後）に氾濫の被害にあい、同じ幼稚園で 2019 年 10 月（実施計画から 54 年後）の台風 19 号で二度目の氾濫の被害にあい、国はこの二度の被害を隠してます。これが国が言う「下流優先」ですか？
- 甲 6 号証の資料ページ No.8 「(2)堤防整備状況」をみれば、どこからが「下流」が分からないが仮に栃木県側を「中流」、茨城県側を「下流」とすれば、【暫定(赤線)】、【未改修(緑線)】は圧倒的に茨城県側「下流」が整備されていない。同じ茨城県でも、地図上の市町村（現在は変わっている）で言えば、上流部の関城町、八千代町から比べ、下流の石下町、水海道市は圧倒的に整備されていない。これが国（国交省）がいう「下流優先」ですか？司法も判決文の 56 頁【下流原則に則り】と有りますが、もっと現場・現実を見てください。資料は参考として次のページに添付します。
- 甲 6 号証 8 頁の資料では、22 年間で 4 km (1 年平均 200m) しか堤防は整備されていないのが現実。
- 国（国交省）は上三坂地区や若宮戸地区の改修遅れを「下流優先」とかで正当化しようとしている。繰り返しますが、司法も現実を見極め、正しく判断して頂きたいと重ねてお願い致します。

24

9-2. 国の堤防整備遅れの言い訳（下流原則は実際には行われてない）（3）

図 2 1 (2)堤防整備状況

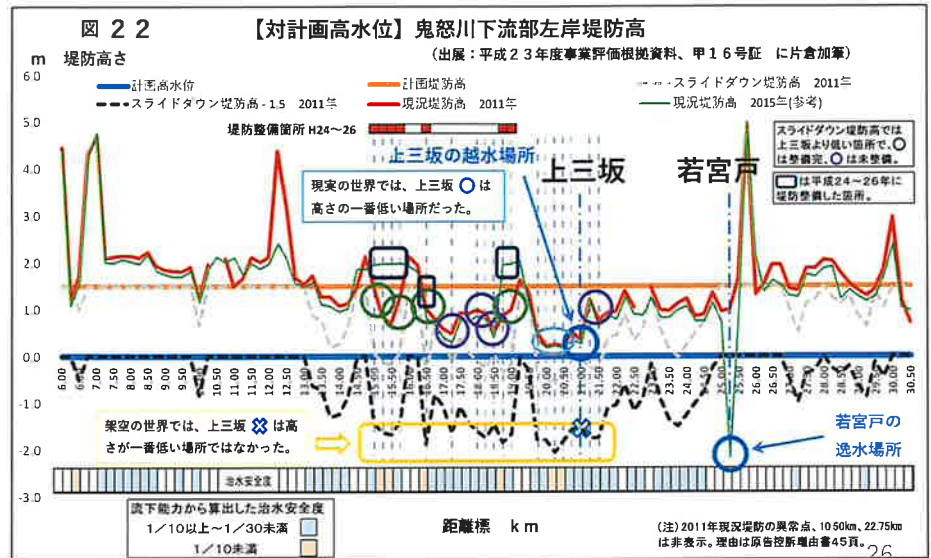


25

10. 上三坂地区の判決は誤り（1）

水害は現実の世界で発生してる。架空の世界(スライドダウン)を前提にするのはあやまりである

- これまで説明した通り、水害は現実の世界（現況堤防）で発生しています。原判決56頁で『上三坂よりも下流に治水安全度が同程度の箇所が数箇所存在し下流原則に則ると上三坂地区を下流の箇所に優先する必然性はなく』は、架空の世界の部分の話で、『実際、下流の治水安定度の低い箇所が多く整備され』は 〇 の部分。一番低い 21.00km 〇（正確には前後の2箇所）と20km間 〇 の上三坂地区の堤防より、いずれも高い 〇 の箇所を整備しただけ。河川全体の安全度は、**整備前と全く変わっていない**。さらに架空の世界の治水安全度の低い 〇 まで上三坂地区に優先して整備するのですか？現況堤防は上三坂地区が最も低く、水害発生の危険性が有り、最優先して改修工事を実施すべきものだった。（改修を後回しにされたことで、2015年9月の豪雨で決壊）
- よって『本件改修計画が格別不合理とは言えず、本件決壊の発生につき、河川管理に瑕疵があったとは認められない』とした現判決（56頁）は間違いです。
- 原告控訴理由書59～60頁



10-2. 上三坂地区の判決は誤り（2）

国民の生活と常識を軽視した、国よりの判決内容を【理解】できない。

No.	一審原判決の内容	国民の生命・財産を守るための訴え（原判決に対する意見）
1	原判決53頁：パイピングや堤体内への河川水の浸透等による漏水を原因とする堤防決壊の危険性を全く無視することはできない…堤防整備において、堤防の高さが重要であると同時に、越水以外による堤防決壊を防止する観点からの検討も必要。	パイピングや堤体内への河川水浸透等による漏水を無視しろと言っているのではありません。越水による堤防決壊を防ぐことが最重要課題で取り組むべき内容。決壊を起こしたのは現実の堤防から。現実の堤防高が低い流下能力の低い箇所から堤防整備は行うもの。
2	原判決54頁：さらに1.5mの余裕高をとる必要はないとの考えもあり得るところであるが、前記のような安全な堤防整備の観点からすれば、1.5mの余裕高を考慮することが格別不合理とは言えない。	1.5mは必要ない。余裕高を考慮しないと被害額が小さすぎて、費用対効果が話にならないからが理由で、安全な堤防整備の観点には全く無関係。安全な堤防整備は現実の堤防を考慮して行うべき。1.5mを認めるなら、現況堤防にも対応すべき。次頁参照。
3	原判決54頁：上三坂地区の左岸21.0km地点は…、20.98km地点と21.47km地点で計画高水位を数cm下回っており…天端幅がかなり狭くなっていた…、上記地点を優先的に改修すべき箇所として計画されるべきとの考えもあり得た。しかしながら、…天端幅も、…堤防の実力も…、スライドダウン評価により考慮されているから、むしろ本件改修計画における治水安全度の設定は合理的なもので…上三坂地区に関する改修時期、順番が改修計画の格別不合理性を基礎づけるものでない。	上三坂地区左岸20～21kmは、右岸を含めても鬼怒川下流部（6～30km）の中で最も堤防の高さが低く、流下能力も小さな箇所、原判決の『改修するべき…考えもあり得た』ではなく、『最も水害発生の危険が有り、最優先で改修すべき計画されるべきだった』が正しい。『スライドダウン評価により考慮され…むしろ本件改修計画は合理的なもの』は間違った認識（原告控訴理由書12～16頁）。予算取り目的で使用する治水経済調査（案）から間違った改修時期、順番により大水害が発生した。国の責任は大きい。
4	原判決55頁：下流原則や治水安全度の低い箇所を優先していない箇所が存在するが…、河川改修は諸制約が存在するから…改修計画の趣旨に反するとは認められない。	現実ほとんど堤防整備をしていない。諸制約を含め、それを誤魔化すための言い訳です。鬼怒川緊急プロジェクトでは約66kmの堤防工事を6年で完成。要はやる気の問題。
5	原判決55頁～：右岸より左岸で堤防決壊等が発生した場合の被害が大きかったことは、左岸を優先する考慮要素にはなる。…上三坂地区の決壊発生地点は、治水安全度が1/10未満の規模の洪水に堪え得ない部分を含んでいた。…同地点を優先する考慮要素が無かったとはいえない。しかしながら…下流原則と治水安全度の優先度を踏まえ、できる箇所から堤防整備を進めてきたもので、改修状況が本件改修計画の格別不合理を基礎づけるものでない。	『右岸より左岸、上三坂地区は洪水に耐えられない部分を含んでいた、同地点を優先する考慮要素が無かったとは言えない』ではなく、繰返しになりますが『洪水に耐えられない、最も水害発生の危険がある箇所なので、優先して堤防整備すべき箇所だった』【未改修の上三坂地区は水害発生の危険性が一番大きく、最優先で改修工事を施行しなければならない場所であった】が正しい。国のおかしな（間違っている）改修状況を司法が追認した『本件改修計画の格別不合理を基礎づけるものでない』は間違ってる。
6	原判決56頁：上三坂地区右岸21.0km地点における洪水水位は計画高水位を約20cm上回るもので…、本件の雨量が異例の雨量…、完成堤防と同等の安全性を早期に備えることが望ましいが…様々な諸制約が存在することに照らせば、改修中の河川である鬼怒川について、改修段階で求められていた安全性を欠いたとは認められない。	過去に無い雨量だった、様々な諸制約は確かにあります。過去からダム優先でなく真剣に堤防整備を実行して来たならそれもある。しかし『最も危険な上三坂地区』を最も危険と認識せず、改修を後回しにし、河川の安全性も向上していない現実を認識しても『安全性を欠いたとは認められない』という判決を理解できない。安全性は欠いていた。

1 0₋₃. 上三坂地区の判決は誤り (3)

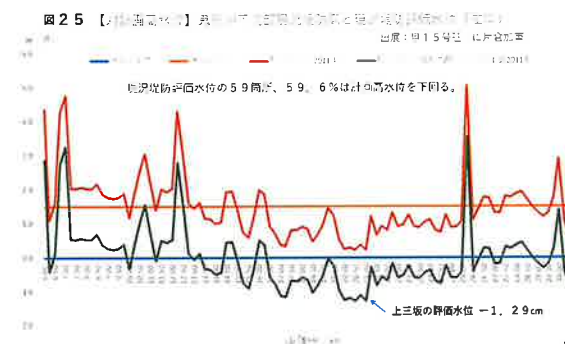
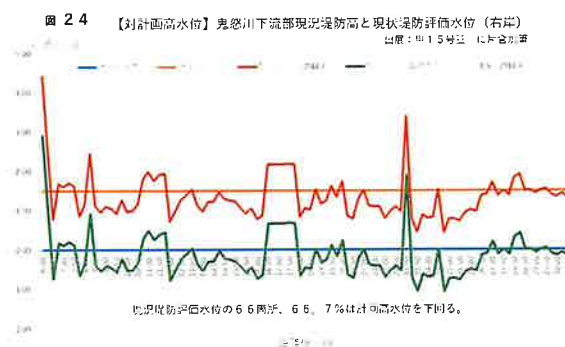
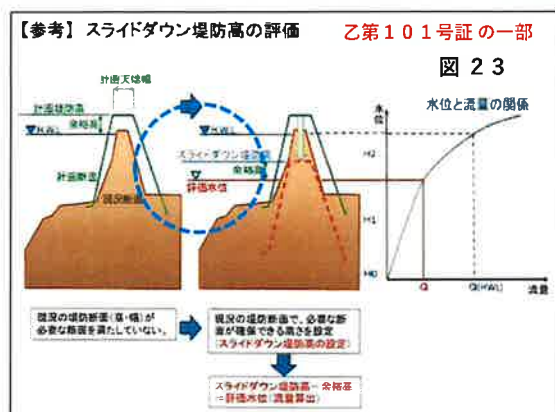
ならば現況堤防も余裕高を引いて評価すべき。

スライドダウン堤防高に対して余裕高(1.5m)をさらに低くした高さの評価水位(図23参照)が**格別不合理でない**と**一審で判断**するなら、現況堤防高でも余裕高を低くした高さの評価水位で考えるべきです。

上三坂地区21.0kmの評価水位(図25参照)は、危険極まりない

【対計画高水位 -1.29m】箇所になる。即、堤防工事がが必要です。

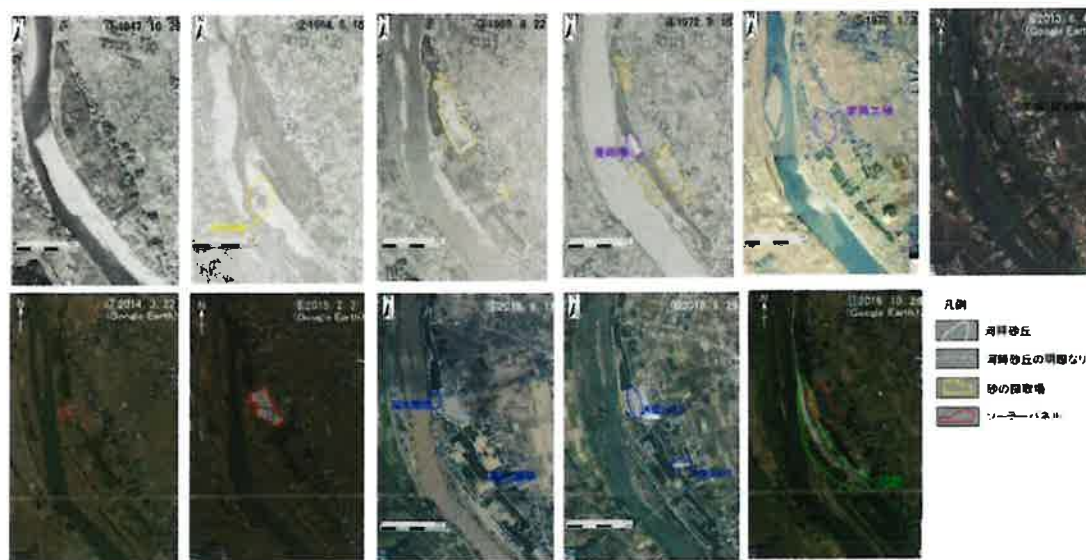
スライドダウン評価しさらに1.5mするのは、安全な堤防整備の観点からと言うが、スライドダウン評価が現実の堤防の危険箇所と異なる結果なので、堤防工事の優先を判断するのは**不合理です**。



28

1 1. 若宮戸の砂丘林は【堤防の役割】を果たしていた。 (1)

形を変えながら若宮戸の砂丘林は【堤防の役割】をはたしてきた。



原告控訴答弁書 図2 若宮戸地区における河畔砂丘の時系列的變化

1 1 -2. 若宮戸の砂丘林は【堤防の役割】を果たしていた。 (2)

本当に【堤防として見ていなかった】と言うなら築堤は遅すぎる。

- 国は本当に堤防として見ていなかったと言うなら、管理を開始した昭和40年（1965年）から平成27年（2015年）の鬼怒川大水害発生までの**50年間**、砂丘林を除けば、**計画高水位を数メートル下回る**、しかも約**1.5Kmの連続した区間**で、築堤をしなかったことを、**こんな危険な箇所はどこにも存在しない**。こんな場所の築堤をほおつたらかしにしておいた責任をどう説明するのでしょうか。
- 国民の生命・財産を、50年間もほっておいた国の河川行政、極論すれば『国民の命を何とも思わない、殺人集団』とまで思えてしまいます。
- 平成15年（2003年）若宮戸地区の堤防整備を検討するため設計業務を委託とあるが、昭和40年から**38年間**は若宮戸地区の**無堤防区間をどう考えていたのか？**仮に平成15年から築堤を計画すれば、平成27年までの**12年間に築堤は出来たはず**。
- 掘削されて（2014年）からの期間では工事時間が短ずるとかは単なる言い訳。
- いずれにおいても、国の主張は一貫性がなく、**非常識極まりないもの**で、国民には全く理解できない。よって**【信託】など絶対にできない**。

30

1 2. 最後に

国民を守ることを、司法も行政も国民の立場で考えてください。

- 『**水害は現実の世界で起きている**』。事件も災害も現実の世界で起きている。現実の世界で起きている事柄の原因調査も問題解決も再発防止も、実際の現場【水害発生箇所】で、現物【実際の堤防】を見て、現実【堤防の高さの低い（流下能力の小さい）箇所から氾濫が発生】を正確に認識して、初めて正しい判断が出来る。
- 架空の世界から導かれた結果【スライドダウン評価からの治水安全度】で、現実の世界の対応【現実の堤防整備の順番を決める】をすることは、間違った結果【**最も危険な箇所の堤防整備を後回しにし、水害を発生させた（2015年に常総水害発生）**】になる。『**水は現実の世界の低い場所からこぼれる**』こんな単純・明解なことが行政も司法もなぜ理解してもらえないのか。国民には全く分かりません。
- **ダムを優先し、堤防整備はおろそかにしてきた。これが現代日本の河川行政の実態。**水害は少しも減らない。それどころか気候変動で増大するばかり。現在の河川行政では国民の生命・財産は脅かされ続ける。司法はそれを追認。国民はそれを知らない。
- 司法は行政が行っていること、現実の世界を見極めてください。国民の立場で考えてください。国民の生命・財産を守ってください。真の三権分立に目覚めてください。
- **40年前の環境での判例は古い。真に国民のための【鬼怒川判例】を作ってください。**

31

1 2-2. 最後に（最後の訴え）

TVドラマ【相棒】の「杉下右京」が組織の人間に言った怒りの言葉から

杉下右京の言葉『警察官は、法の正義を守るためにいるのであって、組織を守るためにいるのではありませんよ（怒り）』

ではここでの、法の正義とは【国民の生命と生活】と思います。

最後に【法（憲法）の番人である裁判官は、国民の生命と生活を守るためにいるのであって、「国土交通省」という国家組織を守るためにいるのではありません】一審判決を聞いて

最後まで、ご清聴ありがとうございました。

32

1 3. 参考資料

利根川水系工事实施基本計画の推移（堤防工事に関しては50年以上変わっていない）

昭和40年4月（2015年9月鬼怒川大水害の50年前）

上流における既設の五十里ダムにより、計画高水流量2000m³/secを1000m³/secに調節するとともに、農業用水の補給及び発電を行う。また、本川栃木県塩谷郡栗山村川俣地先に川俣ダムを建設し、計画高水流量1350m³/secを550m³/secに調節するとともに、農業用水の補給と発電を行う。
田川合流点から上流の河道については、土砂の流出が多く、かつ、急流であるので、霞堤方式により洪水の安全な通過を図り、水衝部には護岸・水制を施工し、さらに掘削により河道を整正する。下流については、堤防の拡築、水衝部の護岸等を施工する。また、利根川の背水の影響をうける約17kmの区間については堤防の拡築を行ない、水衝部には護岸を重点的に施工し、さらに河床の維持のため鎌倉地点に床固を設ける。
田川等については、築堤、護岸などを施工する。 乙第10号証 34ページ

昭和48年 流量改定計画説明書にて、基本高水のピーク流量を基準地点石井において8,800m³/secとし、これを上流ダム群により2,600m³/secに調節し計画高水流量を6,200m³/secとする。 乙第31号証 5ページ

昭和55年12月（2015年9月鬼怒川大水害の35年前）

上流部については、多目的ダムとして既設の五十里ダム、川俣ダムのほかに川治ダムを建設し、下流の洪水調節を図るとともに、各種用水の補給等を行う。さらに新規のダムの建設の建設について調査検討のうえ計画を決定し、工事を実施するものとする。
田川合流点から上流部の河道については土砂の流出が多く、かつ、急流であるので霞堤方式により洪水の安全な流下を図り、護岸及び水制を施工し、さらに掘削により河道を整正する。下流部については、堤防の拡築、護岸等を施工する。また、利根川の背水の影響をうける約17kmの区間については、堤防の拡築及び護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。
さらに河床の維持のため鎌倉地点に床固を設ける。
田川等については、築堤、護岸などを施工する。 乙第32号証 24ページ

昭和62年8月（2015年9月鬼怒川大水害の28年前）

昭和55年12月と同じ

乙第33号証 25ページ

昭和63年3月（2015年9月鬼怒川大水害の27年前）

昭和55年12月と同じ

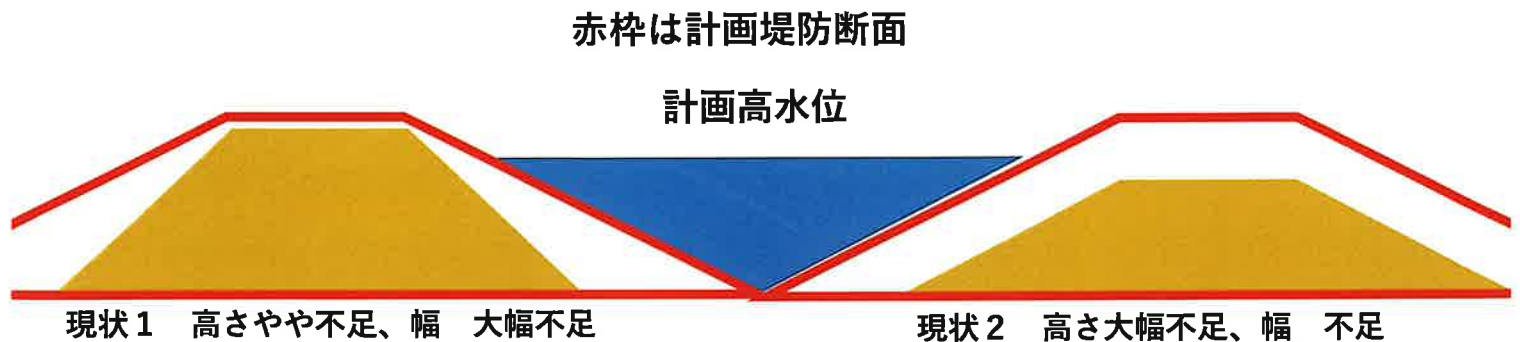
乙第34号証 23ページ

平成7年3月（2015年9月鬼怒川大水害の20年前）

上流部については、多目的ダムとして既設の五十里ダム、川俣ダム、川治ダムのほかに湯西川ダムを建設し、以下は昭和55年12月と同じ
乙第36号証 24ページ

補足 スライドダウン評価について

現状1と現状2について、どちらを先に計画堤防断面に整備すべきか？



補足 スライドダウン評価について

現状1と現状2について、どちらを先に計画堤防断面に整備すべきか？



スライドダウン評価では、現状1を先に計画堤防断面に整備すべき、ということになる
→このような**架空**の堤防を前提とする改修計画は、格別不合理である。